

第83号議案 令和 8 年度長崎市一般会計補正予算（第 5 号）

目 次

ページ

[8 款 土木費 5 項 都市計画費]

3 目 街路事業費

・ 債務負担行為補正	2～24
----------------------	------

まちづくり部
令和 8 年 9 月

債務負担行為		期間	限度額 (設定額)
ページ	事 項		
38～39	長崎駅東通り線橋梁架替工事	令和9年度	千円 30,000

1 債務負担行為の目的

長崎駅東通り線橋梁架替工事において、関連工事との調整等により工期を11か月延長する必要があるとともに、排水路の位置変更により敷設延長が増となったこと等により工事費が増額となるため、令和9年度の工事請負に係る経費について債務負担を設定する。

2 債務負担行為限度額の内訳

工事費	令和5～7年度	令和8年度	令和9年度
千円 720,352	千円 690,352	千円 0	千円 30,000
		※令和8年度は前年度までの繰越予算で対応	債務負担行為期間 限度額 合計 30,000千円

3 財源内訳

事業費		財 源 内 訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
【補助】	千円 26,700	※1 千円 13,350	千円 —	※2 千円 12,000	千円 —	千円 1,350
【単独】	3,300	—	—	※3 2,900	—	400
合計	30,000	13,350	—	14,900	—	1,750

※1 都市構造再編集中支援事業費補助金 5.0/10

※2 公共事業等債 充当率90%（交付税措置率 22.2%）

※3 一般単独・地方道路等整備事業債 充当率90%（交付税措置率 —%）

(1) 位置図



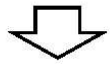
4 工事概要

(2) 平面図・断面図

寿橋について

- ・馬込川に架かる橋梁
- ・橋長 14.65m
- ・幅員 7.45m
- ・架設年 昭和26年
(75年経過)

東通り線の幅員 (計画)
14.0m

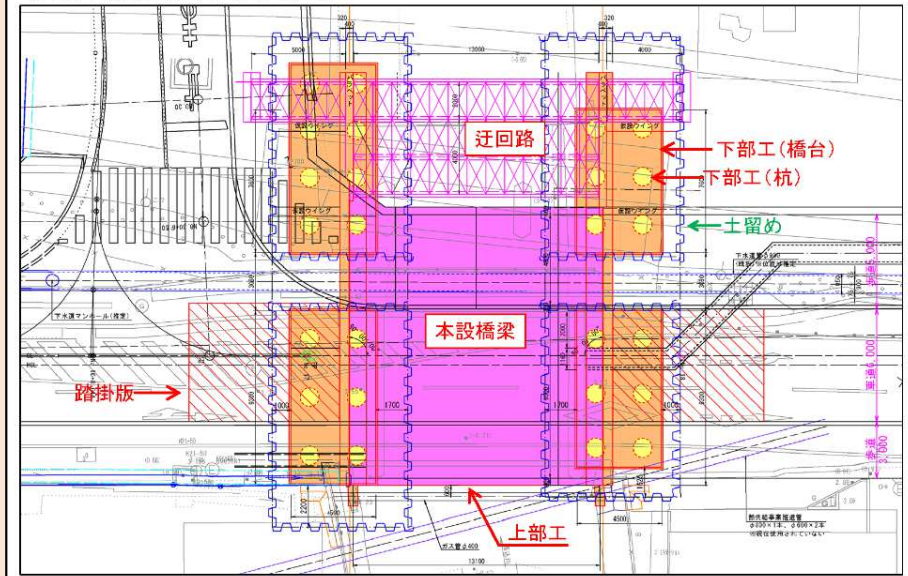


架替えが必要

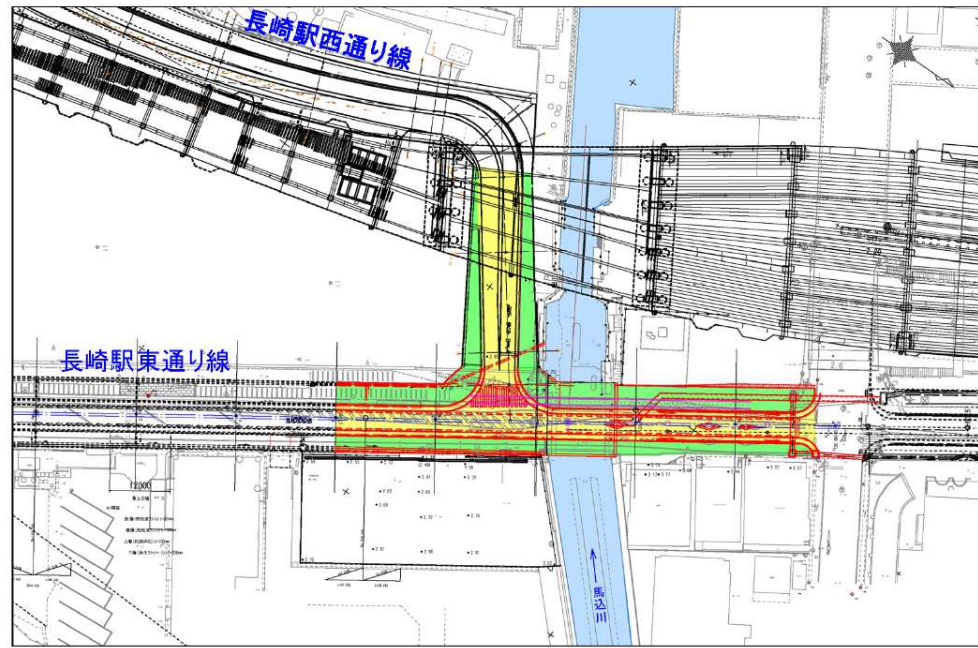


県営バス駐車場屋上から撮影

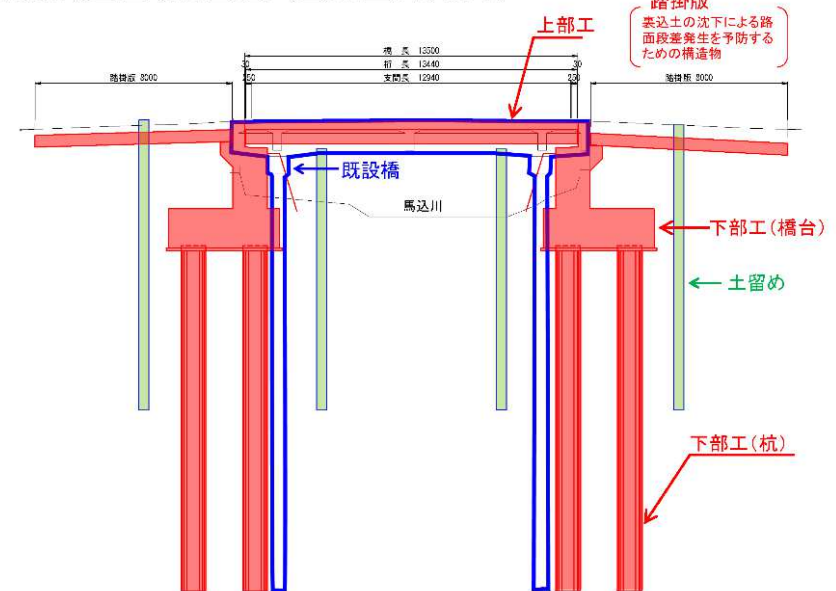
橋梁構造図(平面図)



全体平面図



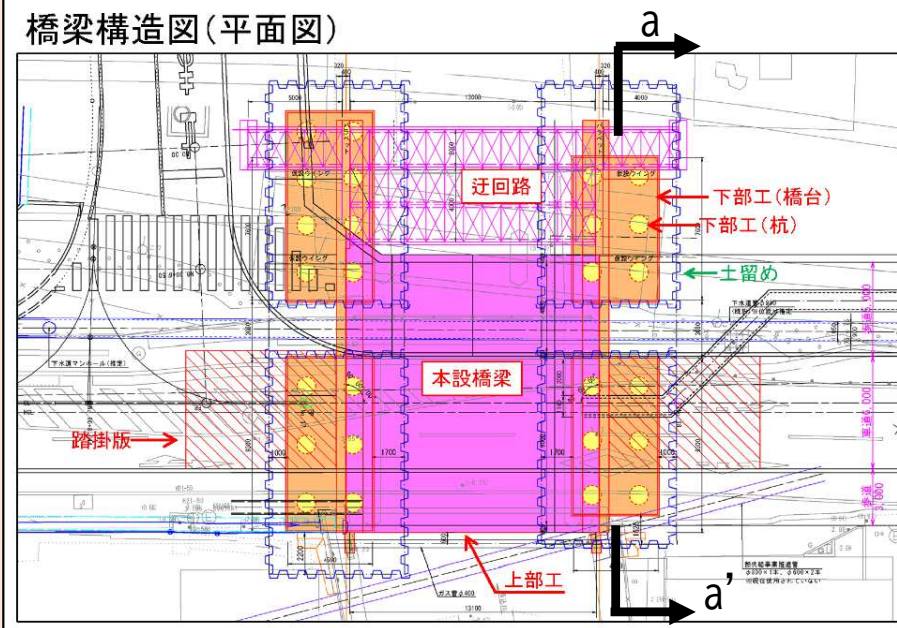
橋梁構造図(断面図・道路直角方向)



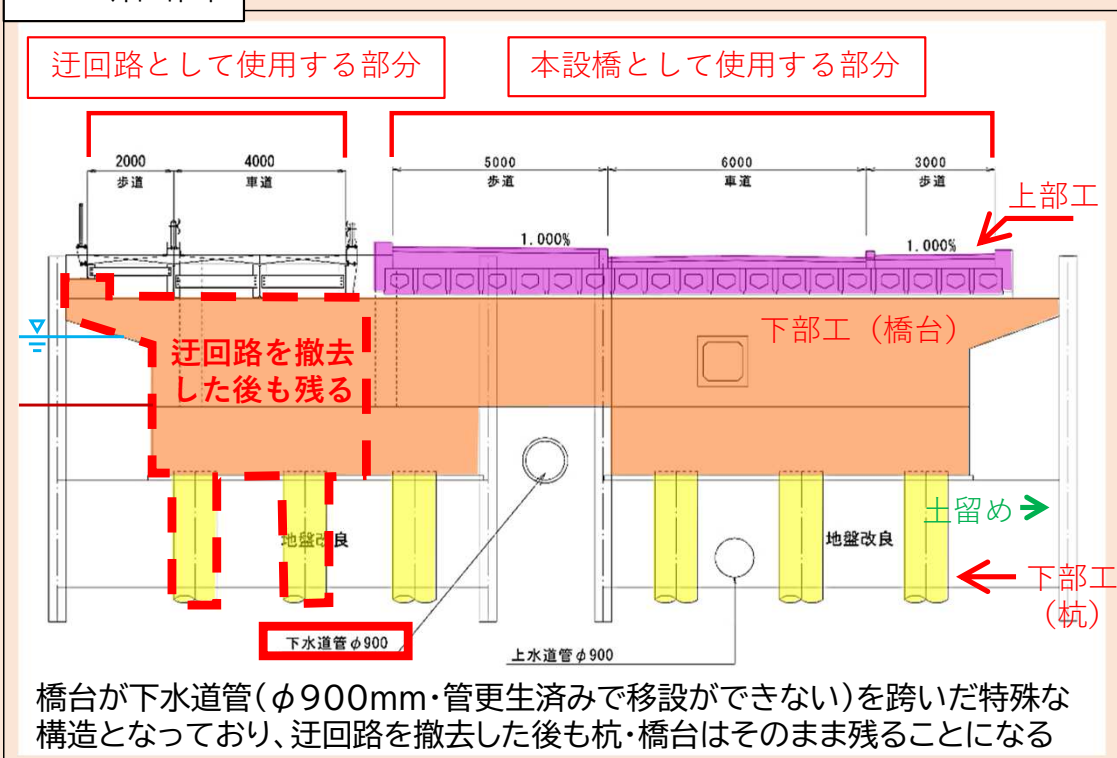
4 工事概要

(3) 橋梁平面図、断面図

橋梁構造図(平面図)

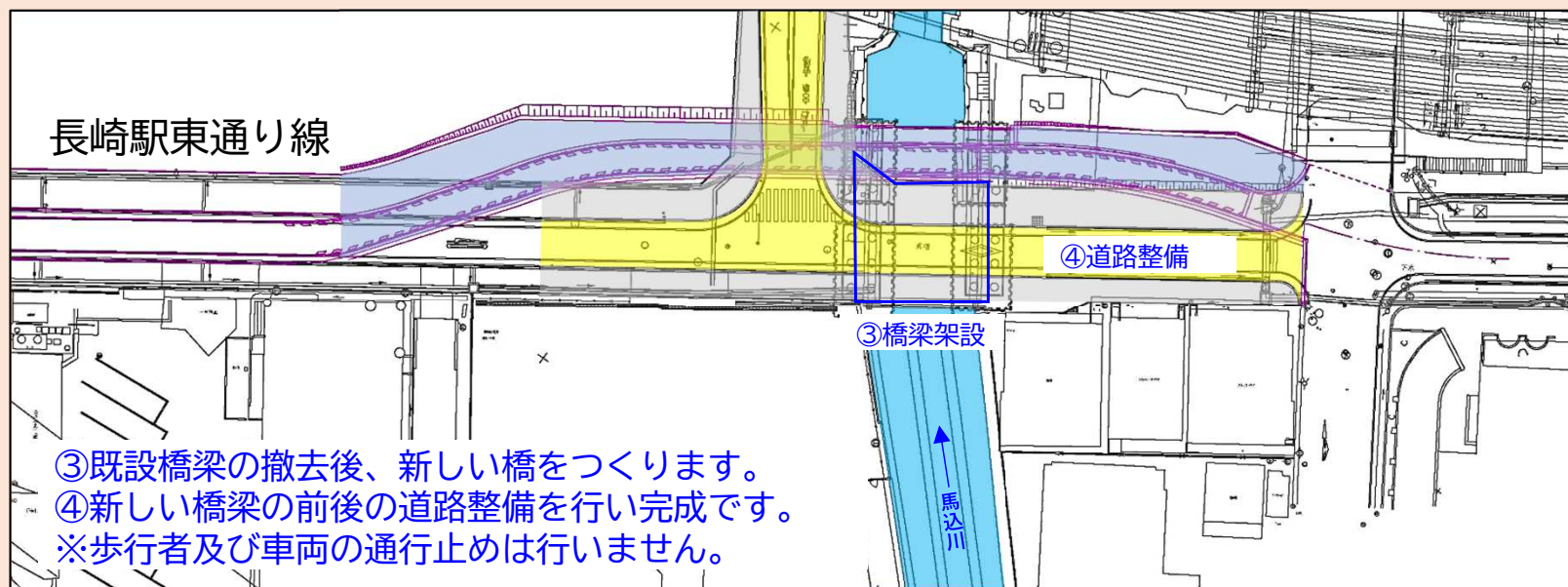
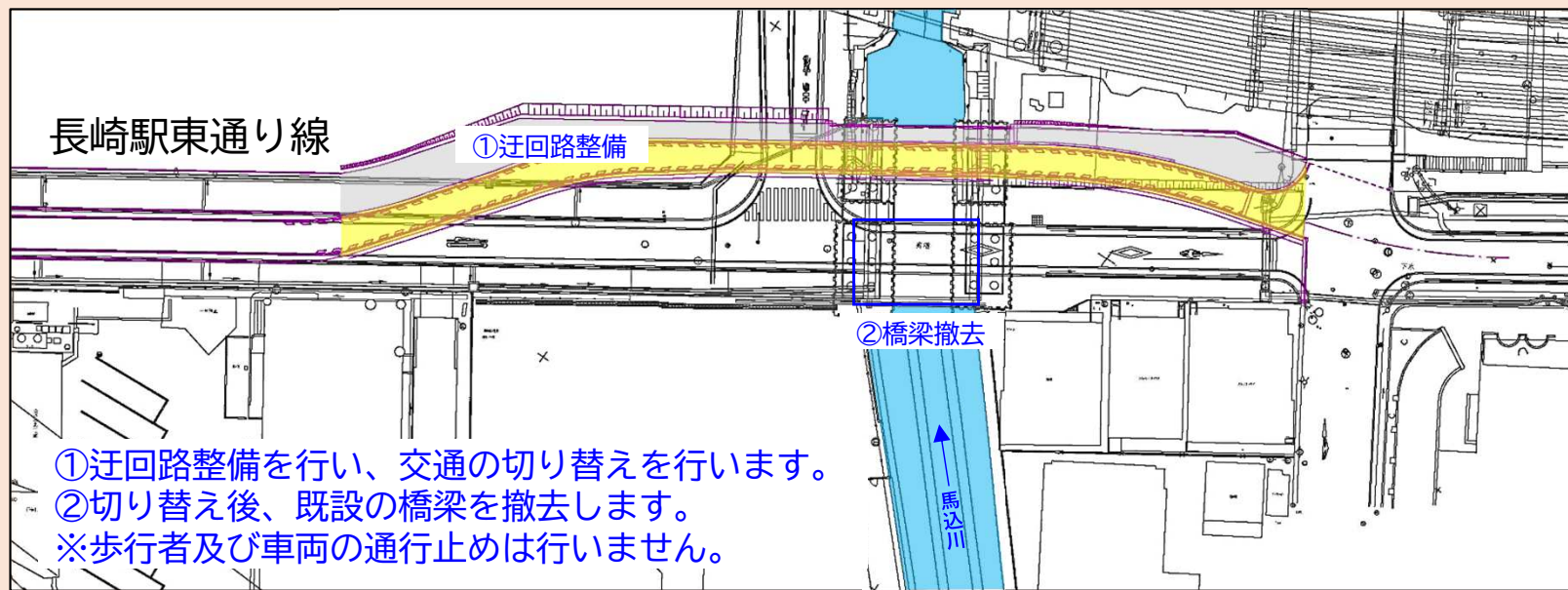


a-a'断面図



4 工事概要

(4) 工事ステップ

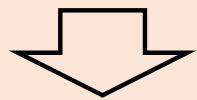


4 工事概要

(5) 工事の流れ

【下流側（迂回路）】

- ①既設橋梁（歩道部）の撤去
- ②土留め鋼矢板の打設
- ③地盤改良工
- ④場所打ち杭工
- ⑤下部工（橋台）
- ⑥上部工（仮橋（仮設桁）架設）



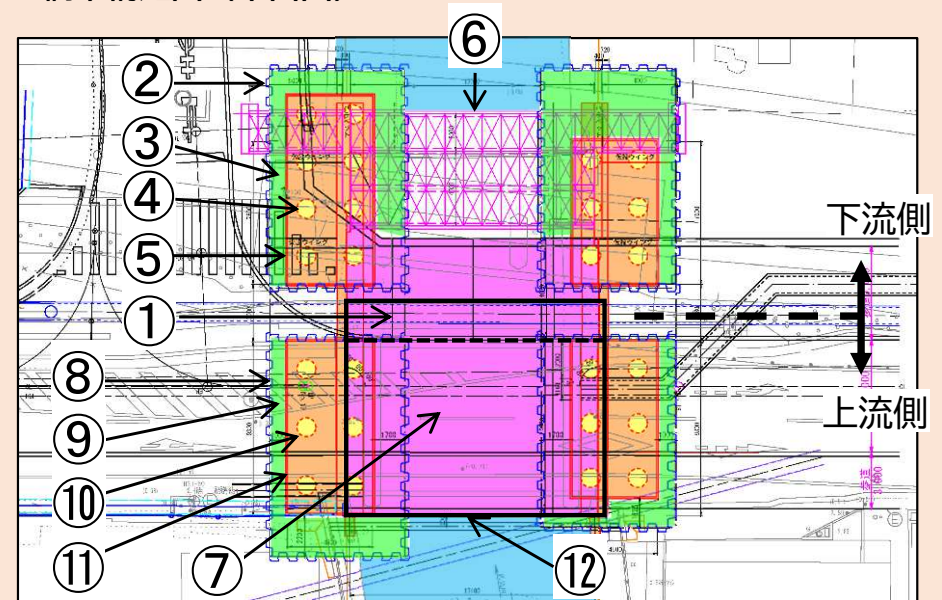
迂回路に切替え

R8. 9中旬予定

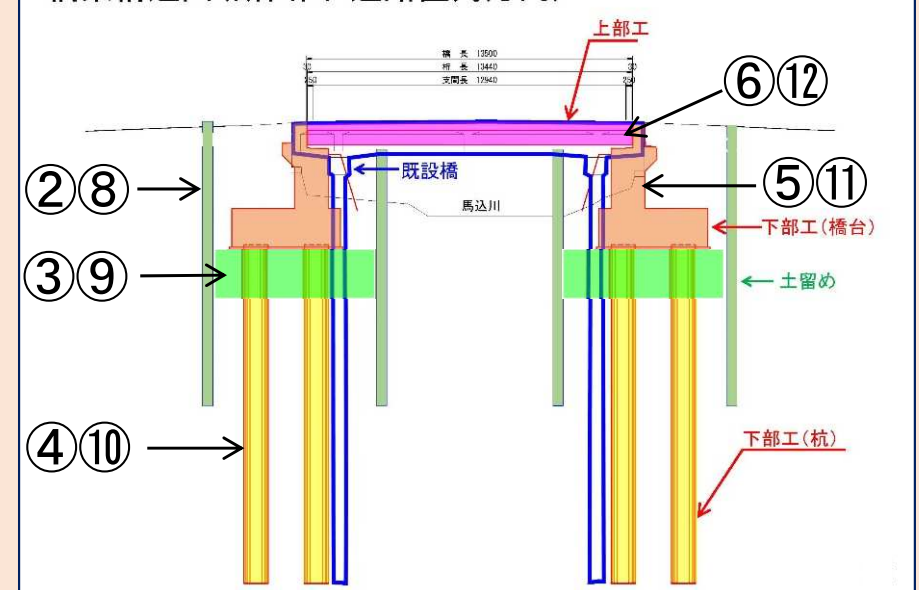
【上流側（本設路）】

- ⑦既設橋梁（車道部）の撤去
- ⑧土留め鋼矢板の打設
- ⑨地盤改良工
- ⑩場所打ち杭工
- ⑪下部工（橋台）
- ⑫上部工（本橋（本設桁）架設）

橋梁構造図（平面図）



橋梁構造図（断面図・道路直角方向）



4 工事概要

(6) 施工状況

(全景)

R8. 8. 26撮影



4 工事概要

(6) 施工状況

(近景)



迂回路（スタジアムシティ方面を望む）

迂回路の仮橋の架設が完了し、前後の擦り付け（盛土）を終え、舗装（路盤）を行っているところ。

5 工期延長について

(1) 概要

本工事を進める中で、次の理由により工期を11か月延長せざるを得ない状況となっている。

ア 本工事で施工する「排水路」の敷設位置・施工時期の変更、仮排水路の移設

イ 別工事の「電線類管」「ガスパ」の敷設位置・施工時期の変更による影響

(2) 工事の完成予定時期

当初：令和9年3月 ⇒ 変更：令和10年2月（+11か月）

工事スケジュール

項 目		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
橋梁架替工事	準備工・電柱移設・ 仮設歩道整備	●————●				
	仮設工・迂回路整備 (1) アによる影響		●————●	●————●	●————●	
	既設橋梁撤去・ 仮設工・橋梁新設 (1) イによる影響				●————●	●————●

●————● : 当初 ●————● : 変更

11か月延長

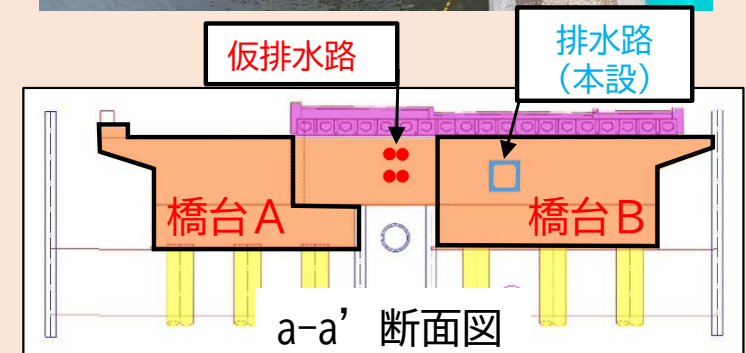
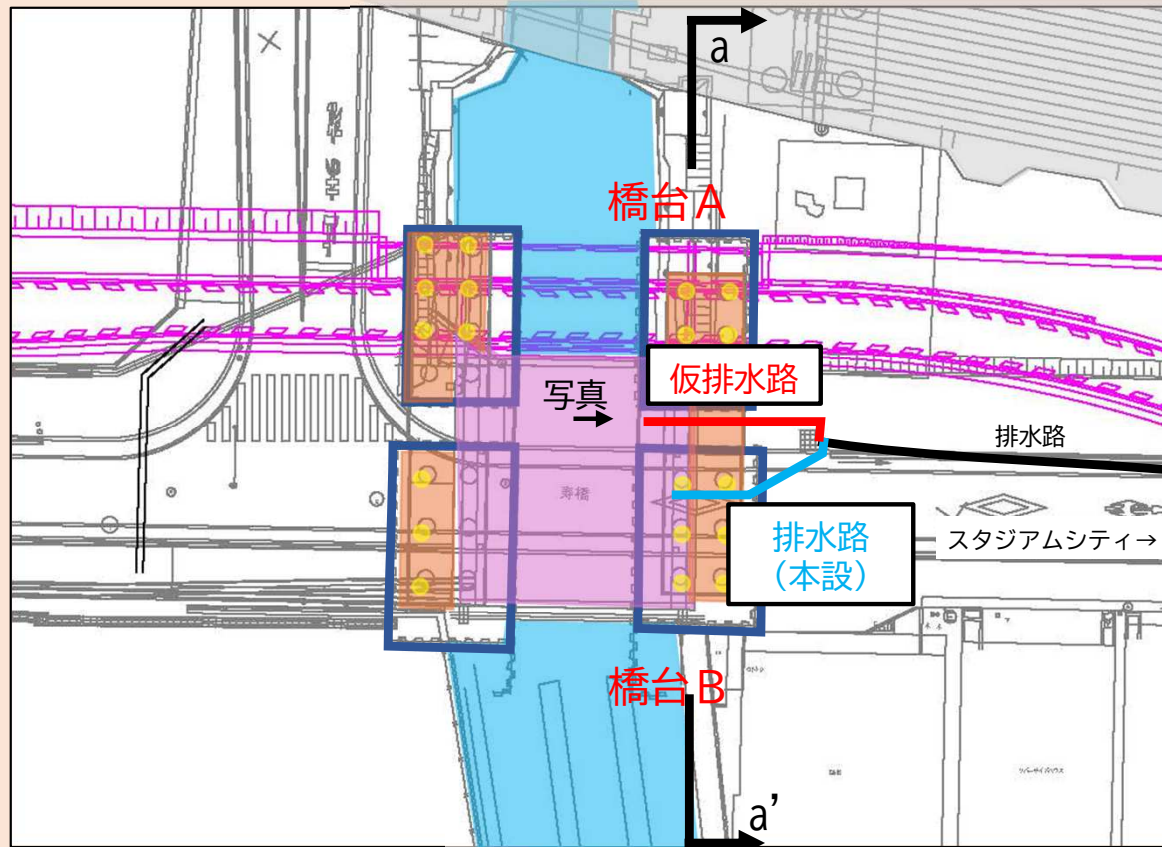
5 工期延長について

(3) 延長理由の詳細

ア 「排水路」の敷設位置・施工時期の変更、仮排水路の移設

(当初)

- ・排水路（本設）は、道路を迂回路に切り替えた後で施工し、仮排水路は橋台の施工にあわせ撤去する計画としていた。



(道路管理者との協議)

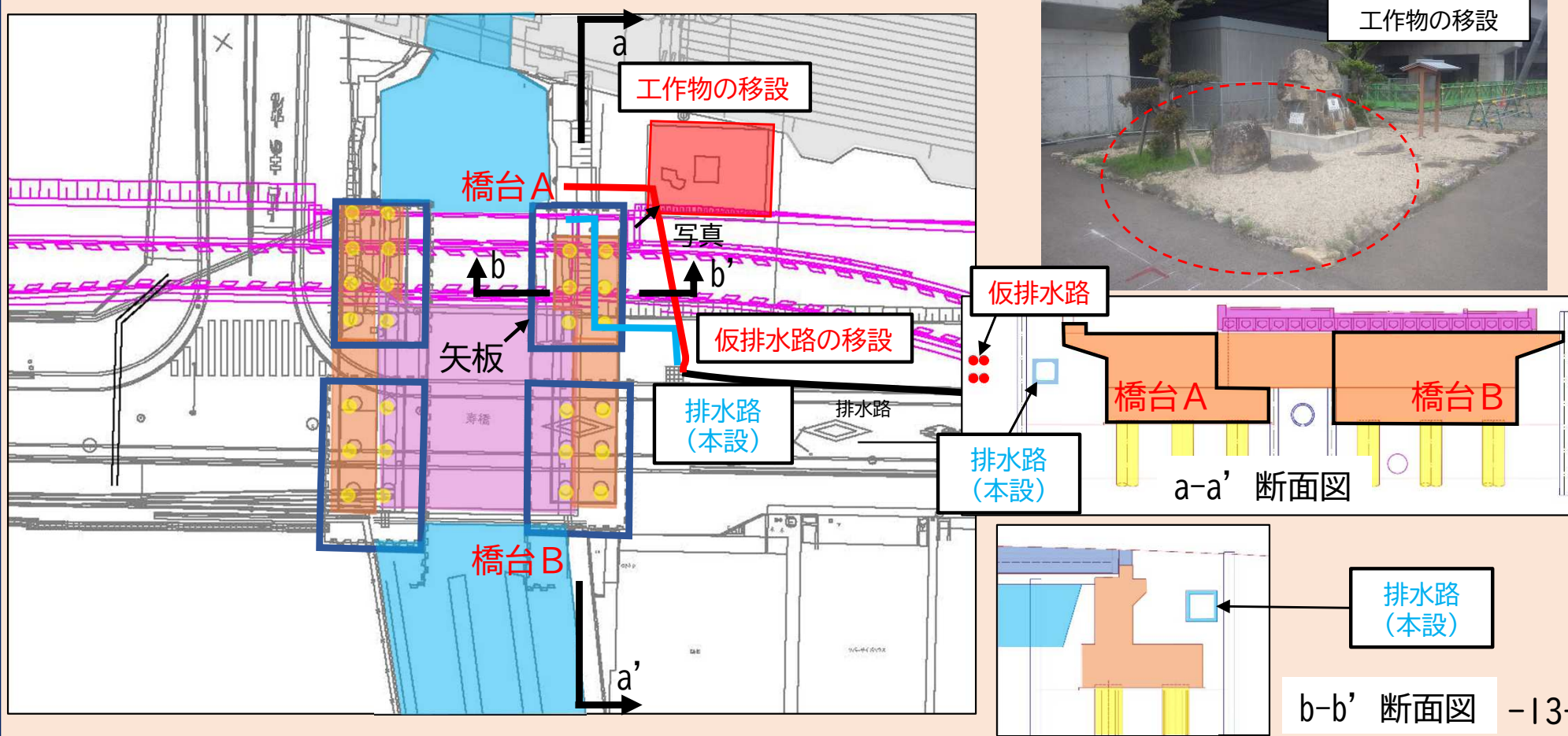
- ・道路管理者との協議により、仮排水路に河川からの逆流防止を目的としたフラップゲートを設置したところ、令和7年夏から秋の潮位が高い時期において効果が確認された。
- ・このことから、道路管理者から「排水路（本設）についてもフラップゲートを設置してほしい」、「フラップゲートはゴミ等が挟まることで稼働が制限され機能が大きく低下する恐れがあることから、稼働状況が目視できるように、排水路の敷設位置を変更してほしい」との意見が出された。

5 工期延長について

ア 「排水路」の敷設位置・施工時期の変更、仮排水路の移設

(変更)

- ・排水路（本設）をフラップゲート付きに変更し、稼働状況を目視できるように敷設位置を橋台Aの下流側に変更した。
(令和8年3月)
- ・この排水路（本設）は矢板撤去後でなければ施工ができないため、橋台施工にあわせ撤去することとしていた仮排水路を、橋桁架設後まで存置する必要性が生じた。
- ・加えて、現在の仮排水路の敷設位置では橋台施工に支障となるため、橋台Aの矢板の外側に移設する必要があるが、その際、工作物（慰霊碑）が支障となり、その移設にも日数を要することとなった。
(+4か月)

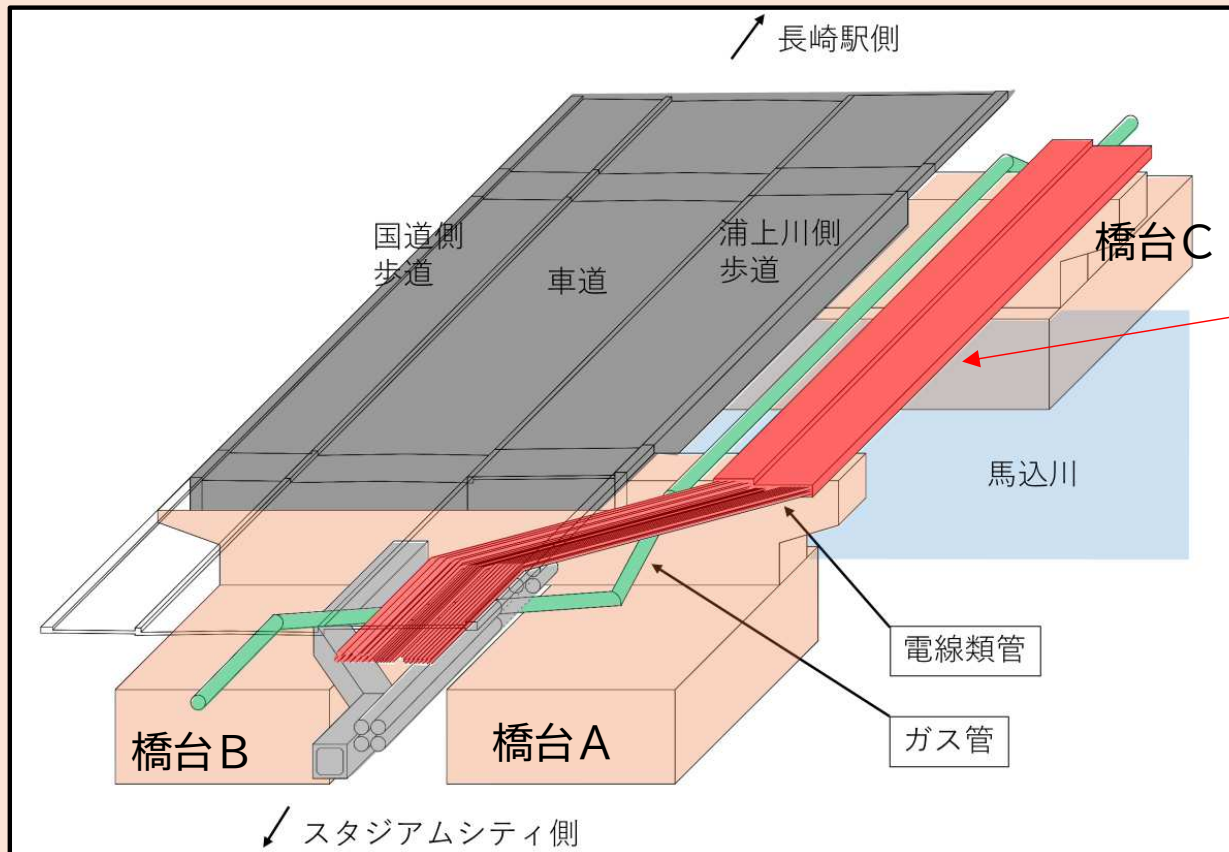


5 工期延長について

イ 「電線類管」「ガス管」の敷設位置・施工時期の変更による影響

(当初)

- ・電線類管、ガス管については、橋梁下流側の橋台A～Cに添架することとし、いずれも本橋梁架替工事後に、別工事で施工することとしていた。



電線類管、ガス管とも
橋梁架替工事後に施工が可能

(電線管理者との協議)

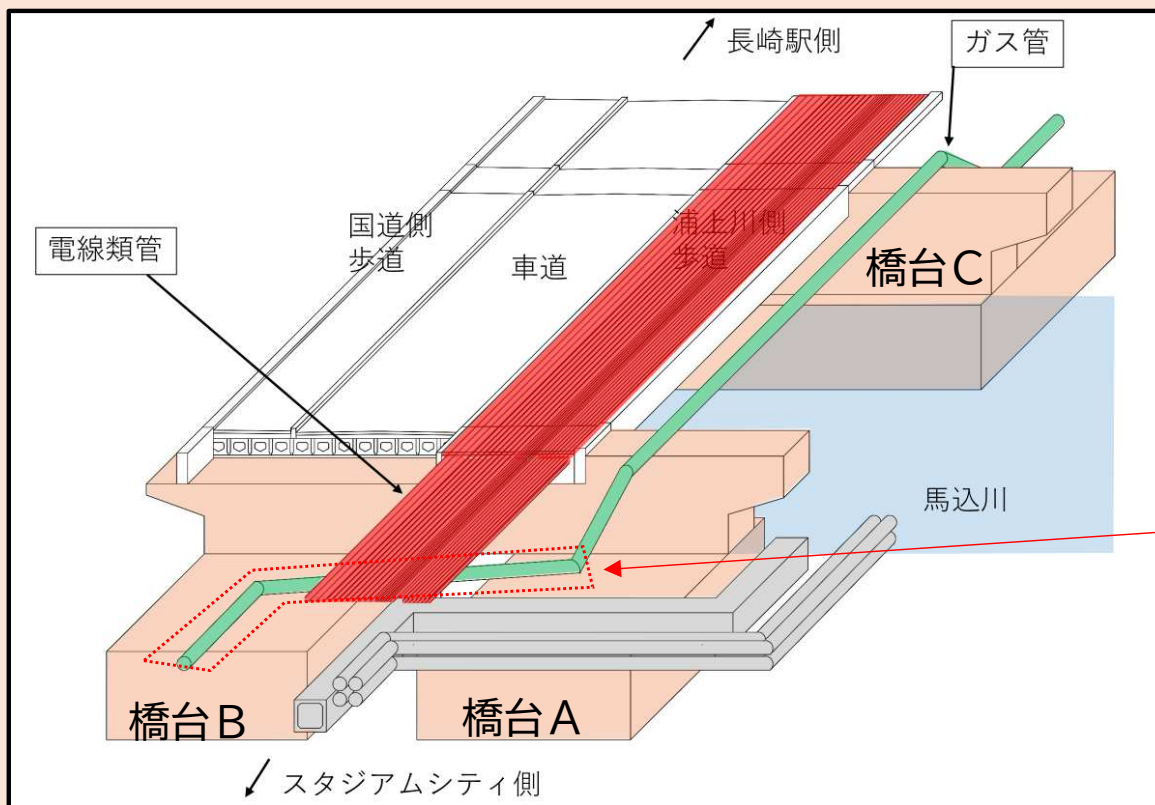
- ・令和7年度に電線共同溝の設計を進める中、電線管理者（九電、NTT、ケーブルメディア、QTnet）から、「本道路の電線類は非常に重要であるため、より安全に維持管理できるよう、敷設位置を本設橋梁の歩道内に埋設できないか」との意見が出された。

5 工期延長について

イ 「電線類管」「ガス管」の敷設位置・施工時期の変更による影響

(変更)

- ・電線類管をより安全に維持管理できるよう敷設位置を検討した結果、本設橋梁の歩道内に埋設することとした。(令和8年1月)
- ・施工時期について、電線類管の敷設位置変更により、本工事とあわせて敷設することとなったため、本工事の工程に影響が生じることとなった。
(+4か月)
- ・また、電線類管の敷設時期の前倒しにより、電線類管よりも深い位置に敷設するガス管についても敷設時期を前倒しする必要がある、本工事の工程に影響が生じることとなった。
(+3か月)

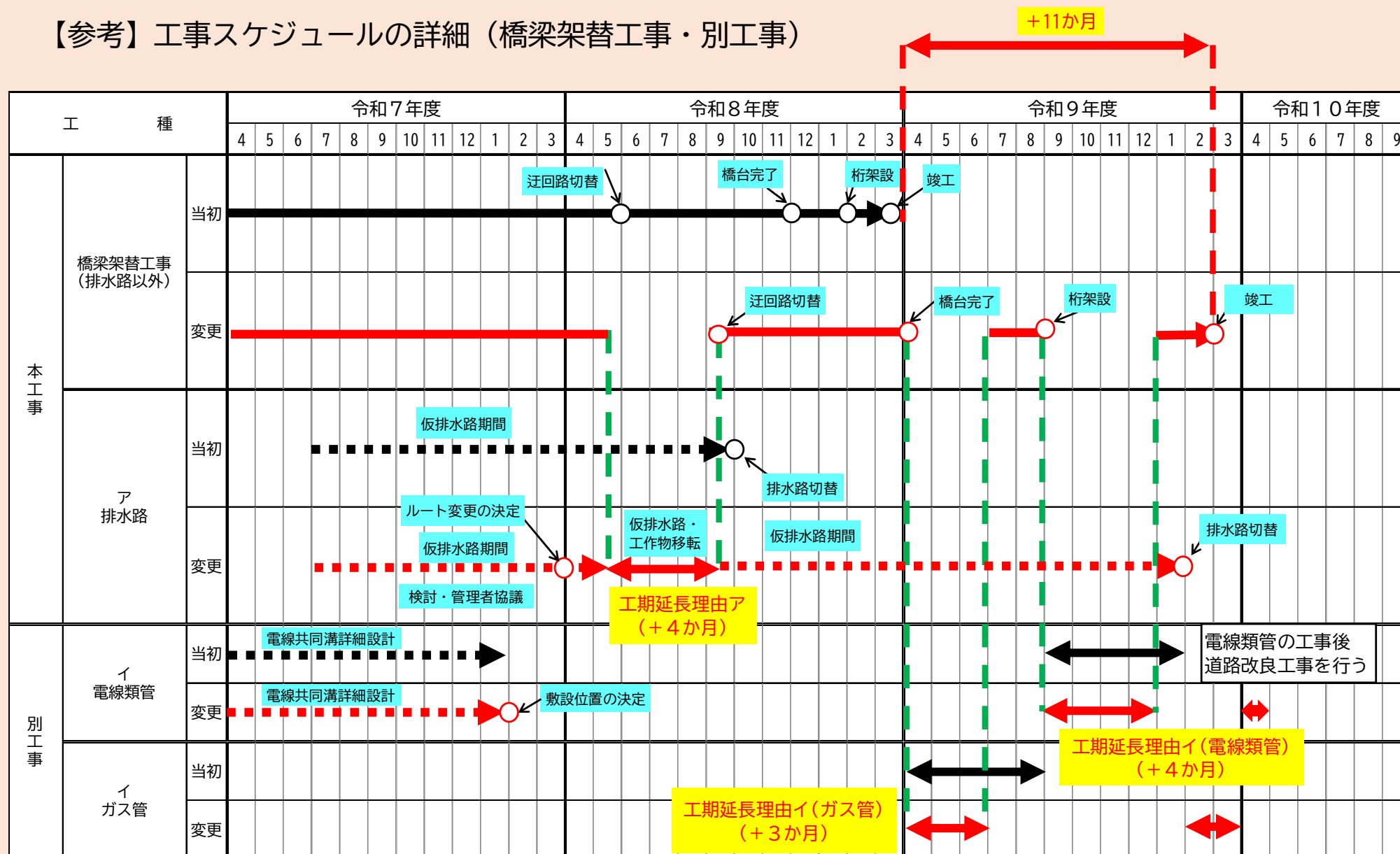


橋桁の設置後、電線類管敷設の前にガス管を敷設しなければ掘削が困難となる

ガス管
前倒し施工箇所

5 工期延長について

【参考】工事スケジュールの詳細（橋梁架替工事・別工事）



6 工事費の増額について

(1) 概要

次の理由により、工事費を増額する。

ア 排水路（本設）の敷設位置の変更に伴う工事費の増 （+16,700千円【補助】）

（ア）排水路（本設）について、敷設位置を本設橋の桁下から下流側に変更したことにより、敷設延長が増となったこと及びフラップゲートを追加することとなったこと等により工事費が増となるもの。

（イ）排水路（本設）の位置の変更に伴い、仮排水路を移設する必要性が生じたため、移設工事に係る工事費が増となるもの。

（ウ）仮排水路の施工に伴い支障となる工作物（慰霊碑）の移設に係る工事費が増となるもの。

イ 既設橋の撤去方法の変更に伴う工事費の増 （+10,000千円【補助】）

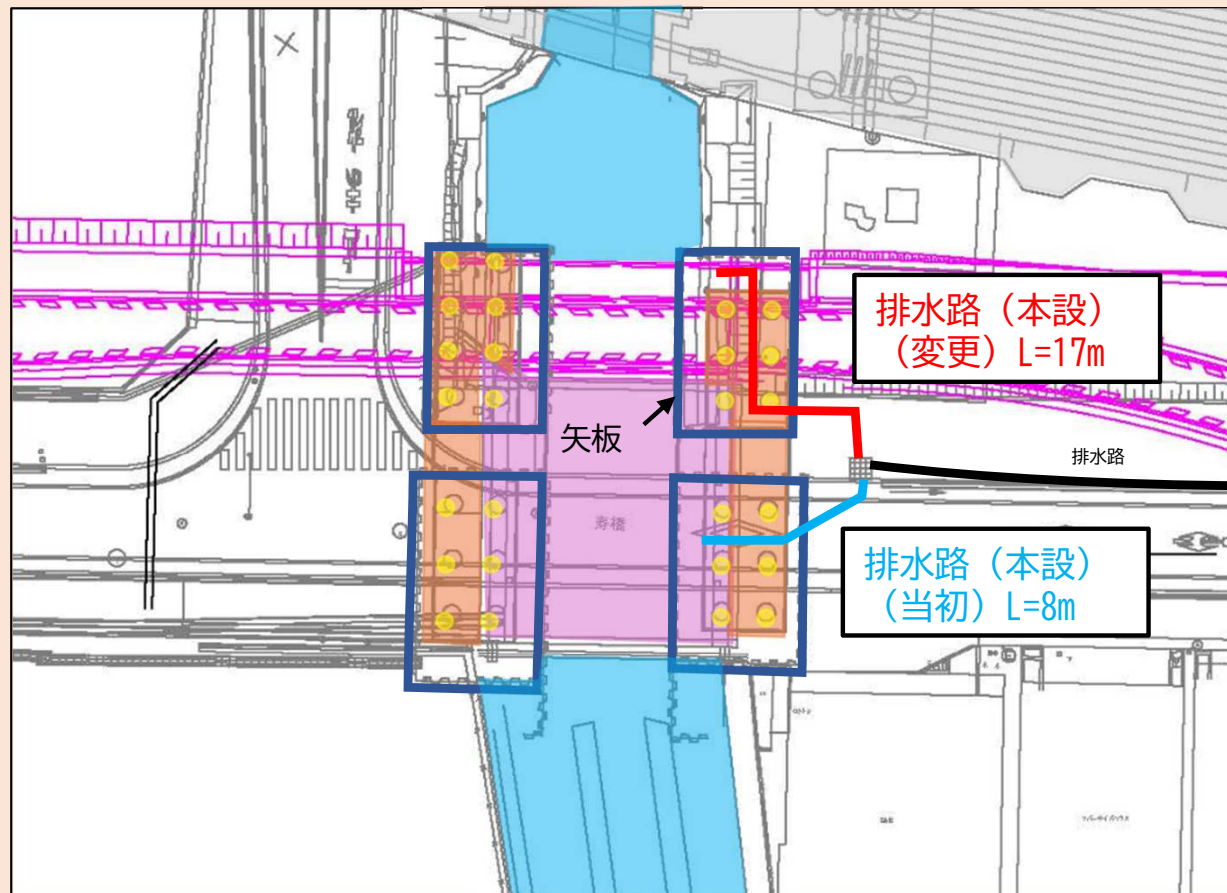
ウ その他（擦り付け舗装等） （+3,300千円【単独】）

6 工事費の増額について

(2) 増額理由の詳細

ア 排水路（本設）の敷設位置の変更に伴う工事費の増

(ア) 排水路（本設）について、敷設位置を本設橋の桁下から下流側に変更したことにより、敷設延長が増となったこと及びフラップゲートを追加することとなったこと等により工事費が増となるもの。



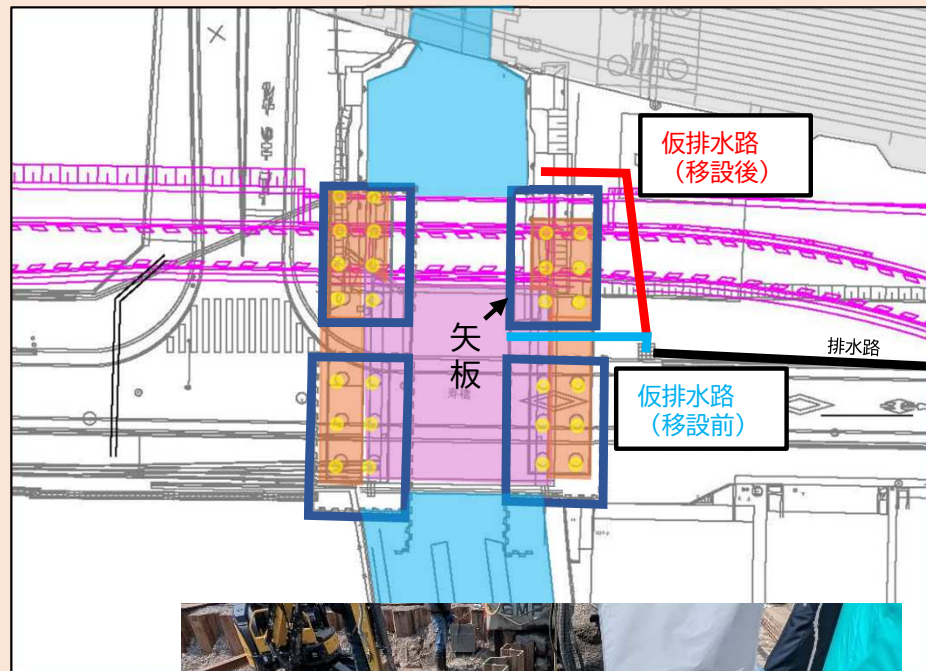
変更内容

- ・ 敷設延長の増
- ・ フラップゲートの追加
- ・ 基礎コンクリートの追加
- ・ 橋台（土留部分）の加工（ワイヤーソーの追加）
- ・ 付帯工

6 工事費の増額について

ア 排水路（本設）の敷設位置の変更に伴う工事費の増

（イ）排水路（本設）の位置の変更に伴い、仮排水路を移設する必要があるため、移設工事に係る工事費が増となるもの。



施工内容

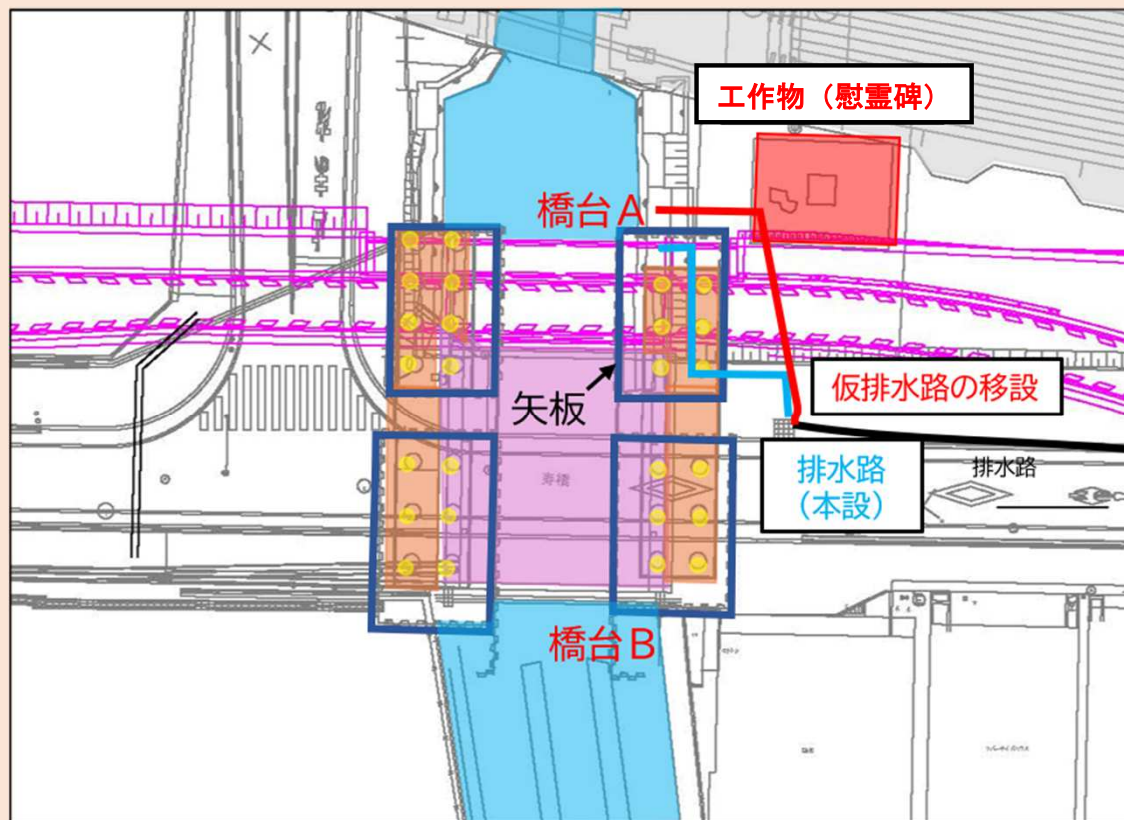
- ・ 仮排水路（移設後）の設置（延長71m）
- ・ 継手工
- ・ 掘削・埋戻し（地中残存物（レンガ塊）の撤去含む）



6 工事費の増額について

ア 排水路（本設）の敷設位置の変更に伴う工事費の増

（ウ）仮排水路の施工に伴い支障となる工作物（慰霊碑）の移設に係る工事費が増となるもの。



6 工事費の増額について

イ 既設橋の撤去方法の変更に伴う工事費の増

迂回路切替後はマンションにより近接した施工となることから、既設橋の撤去にあたっては、騒音や振動が少ない工法が採用できないか受注者と協議する中、建物所有者等からも建物自体や住民生活に影響が生じないように施工して欲しいとの要望が出されたことを受け、撤去工法を変更するもの。

①アスファルト舗装の撤去工法の変更

ブレーカー取り壊し → 切削工法

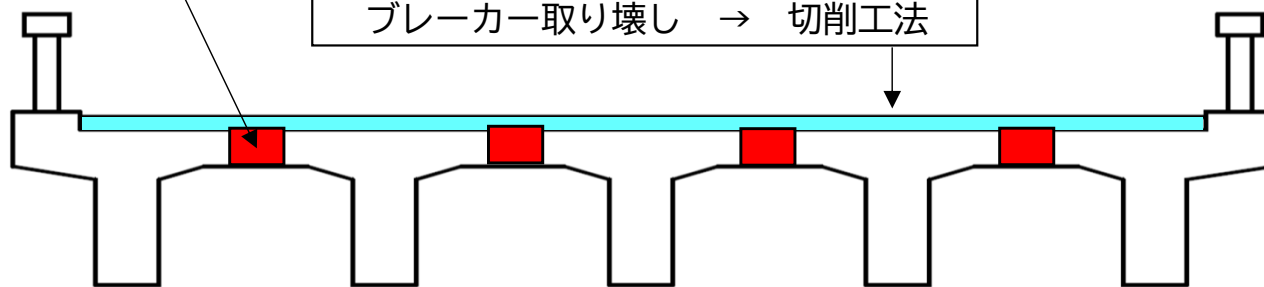
②既設橋桁間コンクリートの撤去工法の変更

ブレーカー取り壊し → ワイヤソーによる切断

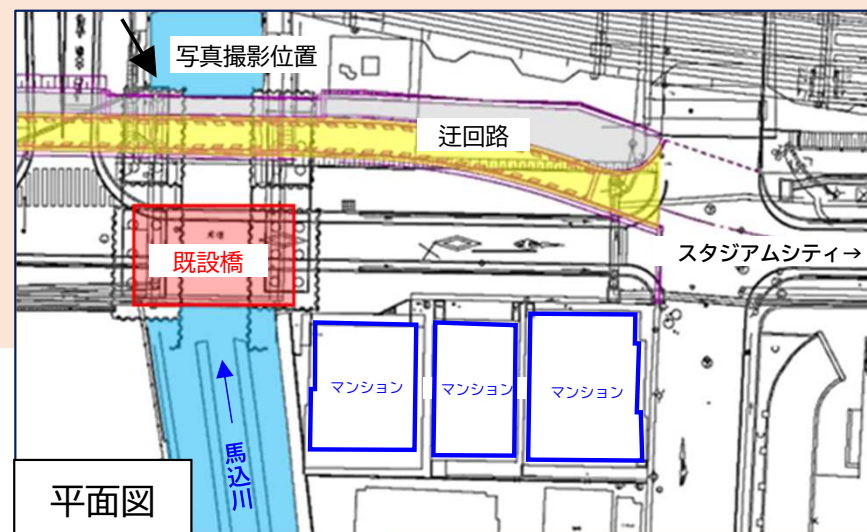
②既設橋桁間コンクリートの撤去工法の変更

ブレーカー取り壊し → ワイヤソーによる切断

①アスファルト舗装 (t=10cm) の撤去
ブレーカー取り壊し → 切削工法



既設橋 断面



7 予算措置について

(1) 現契約における予算措置状況

(工期：R6.3.15～R9.3.15)

(単位：円)

支払年度	R5	R6		R7		R8	合計
予算区分	R5現年	R5繰越	R6現年	R6繰越	R7現年	R7繰越	
支払限度額	76,918,000	7,679,671	107,690,329	83,850,000	-	414,214,300	690,352,300

- ・現契約においては、令和8年度の支払についてはR7繰越予算で対応することとしていた。

(2) 工期延長及び増額変更した場合の予算措置見込

(工期：R6.3.15～R10.2(+11か月))

(単位：円)

支払年度	R5	R6		R7		R8	R9		合計
予算区分	R5現年	R5繰越	R6現年	R6繰越	R7現年	R7繰越	R7繰越(事故)	R9現年	
支払限度額	76,918,000	7,679,671	107,690,329	83,850,000	-	138,070,000	276,144,300	30,000,000	720,352,300

※1

※2

※3

増額分は債務負担行為を設定

※1 令和8年度については、R7繰越（414,214,300円）のうち、中間前払金（138,070,000円：現契約額の2割以内）を支出する。

※2 上記の残額（276,144,300円）については、令和8年度中に支出が出来ないため、令和9年度に事故繰越を行う。なお、今回の工期延長は避けがたい事由（他事業、他機関との関係）により発生したものであり、財務省が定める事故繰越事由に該当すると判断。

※3 排水路の位置変更により敷設延長が増となったこと等による増額分（30,000,000円）については、令和9年度に支出予定のため債務負担行為を設定する。

7 予算措置について

【参考】事故繰越について

○本工事では、令和7年度から令和8年度に明許繰越した予算で施工することとしていたが、完成時期が令和9年度となることから、避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかったものとして、地方自治法220条第3項ただし書による事故繰越により対応する。

○なお、財務省のガイドブックによれば、異常気象等や工事現場等での障害に加え、他事業・他機関等との関係についても、事故繰越の事由に該当するとされている。

今回の繰越事由

項目	繰越事由	内容
ア 排水路	他事業・他機関等との関係	・道路管理者との協議による敷設位置・施工時期の変更
イ 電線類管、ガス管	他事業・他機関等との関係	・電線管理者との協議による電線類管の敷設位置・施工時期の変更 ・電線類管の変更に伴うガス管の施工時期の変更

(参考)繰越しガイドブック《参考資料編》財務省主計局発行(令和6年6月)

項目	例
異常気象等	大雨、地震、台風、豪雪など
工事現場等での障害	地下埋設管、地中障害物、地下湧水、遺構・遺跡、火災など
住民・地権者等関係者との調整等	振動・騒音への苦情等への対応、地権者要望による設計変更など
請負業者の倒産等	請負業者の倒産、下請業者の破産、主任技術者の急病など
他事業・他機関等との関係	他工事の遅れによる影響、基準等の改正による検証の発生など
資材の入手難	〇〇の影響による工場の稼働停止、メーカーの被災による納期遅れなど

8 今後の対応

○議会対応（スケジュール）

議会	内容	備考欄
R 8. 6月議会	・ 所管事項説明	（説明内容） ・ 工期延期が必要な状況が発生している（事故繰越が生じる） ・ 新たな予算措置が必要か精査を進めている
R 8. 9月議会 今回	・ 議案（債務負担設定）	・ 工事の増額にかかる予算措置（30,000千円）

R 8. 9月議会後

- ・ 事故繰越にかかる手続きを行う
（令和7年9月議会で明許繰越した予算の一部を令和9年度に支出できるようにするため）

R 8. 11月議会	・ 議案1（変更契約議案） 増額、工期延長 ・ 議案2（債務負担設定額の変更）	・ 増額（30,000千円）、工期延長（+11か月） ・ インフレスライド請求（R 8. 8.24受理）に係る設定額の増
R 9. 2月議会	・ 議案（変更契約議案） 増額	・ 増額（インフレスライド分）